

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

4.14 高校課通知「臨時休業中の非常勤職員の勤務について」 に対する抗議文のとりくみについて(緊急)

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、4月14日県教委は「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う県立高等学校及び県立中等教育学校非常勤講師等の勤務について（通知）」を发出了しました。「当該非常勤講師にしかできない業務に従事する場合」、「校長が必要と認める場合」に勤務を命じることができると記載され、そうでなければ勤務はするなといった内容となっています。国通知では非常勤職員含む職員全体の業務体制について、「各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体の業務体制の確保に万全を期すこと」、「授業がない場合においても、授業準備や家庭学習の支援、学校施設の修繕、消毒など、何らかの業務に携わることが可能であると想定される」、「類似の業務を行うことが困難であれば本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせること」など適切に対応すること、「非常勤職員が勤務するにあたっては、在宅勤務や時差出勤の推進も含め、職員の柔軟な勤務態勢を確保すること」など安易な雇用切りを戒めています。通知内容に照らせば、県教委は緊急事態の業務を予見、整理し、適切に割り振ることや本人同意を前提とした新たな業務例の提示を検討することが先決であり、4月15日の新教連による抗議の場での「授業が再開されたときに、授業の補充を行う可能性がある」、「授業の準備は新潟県では業務として整理されていない」との回答は到底認めることはできないものです。また、その背景に財政事情をおいているとすれば非常時の対応としては言語道断です。

高教組本部は新教連として、早急に要求書を提出し、県教委に強く抗議をするとともに、通知の撤回を強く求めていくこととしました。

つきましては下記のとおり分会における抗議文のとりくみを要請します。急なとりくみとなり大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

記

1. 分会のとりくみ

抗議文を作成してください。（日付、分会名、分会長名、押印をお願いいたします）

作成した抗議文を 4月21日（火）までに本部へ郵送または FAX、Mail で提出してください

〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4

FAX : 025-231-1036 Mail : shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp（勤務時間外に送信してください）

※指示文書データは新潟高教組HPにもあります。（ID、パスワードは4月支部執レジユメ）

2. 本部のとりくみ

県教委交渉を行い、通知の撤回及び非常勤職員の勤務について適切な対応を求めます。

3. その他 不明な点は、新高教本部(浅川(025-265-4151))まで問い合わせください

新潟県教育長
稲荷 善之様

新潟県高等学校教職員組合
分会
分会長 印

4.14 高校課通知「臨時休業中の非常勤職員の勤務について」 に対する抗議文、要求書

日頃より、本県教育の発展に対するご尽力に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、本県においては4月6日から学校が再開されたものの、4月15日より再度臨時休業となっています。そのような中、貴委員会は4月14日付けで「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う県立高等学校及び県立中等教育学校非常勤講師等の勤務について（通知）」を発出し、非常勤講師等の勤務について、「当該非常勤講師にしかできない業務に従事する場合」、「校長が必要と認める場合」に限り勤務を命じることができるとしました。このことは「臨時休業中は授業がないので非常勤職員は必要ない」「業務がないから報酬は支払わない」ということであり、日頃から授業以外にも準備や片付け、関係職員との打合せ等様々な業務を担っている非常勤職員の勤務実態、そして今般の緊急事態で生じる業務について全く無視している内容となっています。さらに、勤務・労働条件の変更を伴うものは交渉案件であるにもかかわらず、我々に対し何ら説明がなく、一方的に通知が発出されています。このことは労使の信頼関係を著しく損なうものであり、極めて遺憾です。

新型コロナウイルス感染症の収束目処はたっており、現場は緊急事態の対応に追われています。貴委員会も学習に著しい遅れが生じることがないように、家庭学習を課す、適切な教材を提供する、提出物等により学習状況を把握するなど、臨時休業中の学習指導等について通知を発出しており、授業がなくなったことにより臨時的な業務が多く発生しています。

国通知では非常勤職員含む職員全体の業務体制について、「各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体の業務体制の確保に万全を期すこと」、「授業がない場合においても、授業準備や家庭学習の支援、学校施設の修繕、消毒など、何らかの業務に携わることが可能であると想定される」、「類似の業務を行うことが困難であれば本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせること」など適切に対応すること、「非常勤職員が勤務するにあたっては、在宅勤務や時差出勤の推進も含め、職員の柔軟な勤務態勢を確保すること」など安易な雇用切りを戒めています。通知内容に照らせば、貴委員会は緊急事態の業務を予見、整理し、適切に割り振ることや本人同意を前提とした新たな業務例の提示を検討することが先決であり、4月15日の新教連による抗議の場での「授業が再開されたときに、授業の補充を行う可能性がある」、「授業の準備は新潟県では業務として整理されていない」との回答は到底認めることはできません。また、その背景に財政事情をおいているとすれば非常時の対応としては言語道断です。

つきましては、今時の事態に対して強く抗議するとともに、以下について求めます。

記

1. 4月14日通知を撤回すること
2. 非常勤職員の勤務について適切に対応すること

以上